（２）自立支援医療費（更生医療、育成医療）

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体に障がいのある方の更生に必要な医療であって、その障がいを除去し、または軽減して職業能力の増進と、日常生活を容易にするため、受診した医療費が公費により支払われる制度です。（例えば、角膜移植術、関節形成手術、外耳形成術、心臓手術、人工透析療法、中心静脈栄養法、肝臓移植術など）

利用するためには、身体障害者手帳の交付を受けた方で、長崎こども・女性・障害者支援センターの判定を受け更生医療が必要と認定された方が対象となります。

また、育成医療は、市長が委託した医師の判定により必要と認定された方が対象となります。

○育成医療（１８歳未満）、更生医療（１８歳以上）の認定申請に必要な書類

（１）申請書　（２）身体障害者手帳（更生医療のみ）　（３）指定医師の意見書
（４）課税調査等の同意書　（５）健康保険証（同一保険に加入している方全員分）
（６）障害年金等を受給している方は、年金証書又は年金振込み通知書
（７）個人番号カードまたは個人番号通知カード

○医療保険の種類にかかわらず自己負担は原則１割になります。

ただし、以下のとおり、世帯の所得状況に応じ、ひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

所得区分		自己負担上限月額（重度かつ継続に該当しない）	自己負担上限月額（重度かつ継続に該当）※１
生活保護	生活保護世帯	0 円	0 円
低所得１	市町村民税非課税世帯で、対象者の年収が 80 万円以下	2,500 円	2,500 円
低所得２	市町村民税非課税世帯で、対象者の年収が 80 万円超	5,000 円	5,000 円
中間所得１	市町村民税（所得割）3 万 3 千円未満	医療保険の自己負担額	5,000 円
中間所得２	市町村民税（所得割）3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満	医療保険の自己負担額	10,000 円
一定所得以上	市町村民税（所得割）23 万 5 千円以上	自立支援医療対象外	20,000 円

※１）「重度かつ継続」は、次の１、２に該当する方です。

１．疾病、症状等から対象となる方
じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

２．医療保険の高額療養費が多数該当の方

（３）自立支援医療費（精神通院）

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

精神疾患で通院治療を受けている場合に、長崎県の承認により、医療費の自己負担を軽減する制度です。医療保険の種類にかかわらず自己負担は原則１割になります。ただし、世帯の所得状況に応じ、ひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

○申請に必要な書類

（１）申請書　（２）指定医療機関の診断書（※１）
（３）課税調査等の同意書及び所得届
（４）障害年金を受給している方は、年金証書、または年金振込み通知書
（５）健康保険証（※２）
（６）（５）の保険対象者全員の個人番号カードまたは個人番号通知カード
（※１）手帳申請と同時に認定申請をされる場合、精神障害者保健福祉手帳用の診断書により申請することができます。
（※２）①医療保険が、国民健康保険または後期高齢者医療保険の場合
⇒世帯内で同一保険に加入している方全員分の健康保険証
②医療保険が、健康保険や共済保険の場合
⇒申請者が、被保険者本人の場合は、申請者のみの健康保険証
申請者が、被扶養者：家族の場合は、申請者（被扶養者：家族）と被保険者（本人）の健康保険証

○再認定申請と有効期限

・有効期限は１年間です。継続する場合は、再認定申請が必要で、手続きは有効期限の３か月前から可能です。（更新案内通知はありません。）
・２年目の再認定申請時は、診断書の添付は不要です。
・有効期限内に再認定申請がなされない場合は、有効期限切れとなり、再認定申請はできません。この場合、再度、新規申請（1 年目）となります。
・再認定には１～２か月程度かかりますので、お早めに手続きください。

○その他の手続き

下記の場合は、手続きが必要です。上記の申請に必要な書類と受給者証（原本）をご持参の上、手続きをお願いします。

・氏名、住所を変更したとき
・医療機関・薬局・訪問看護、デイケアの変更をしたとき（申請日より対象）
・医療保険を変更したとき（上限額が変更となる場合あり）
・保護者が変更となったとき（18 才未満）

○都道府県間変更

・受給者証の有効期限が残っている場合は、新住所地で引き続くことができます。